

羽生飲食店等応援 羽生めし得チケット発行事業実施要領

1、事業名

羽生飲食店等応援 羽生めし得チケット発行事業

2、目的

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛に伴い、市内飲食店では休業や事業形態の変更（テイクアウト、デリバリー）など、通常営業が出来ない状況が続いております。そこで、上乗せ率50パーセントの前売り食事券を発行することで市内飲食店等を応援し、コロナに負けず、地域経済を維持・活性化するため本事業を実施するものです。

3、取扱主体

一般社団法人 羽生市観光協会

4、協力

羽生市

5、羽生めし得チケット内容

- ・販売額：1セット 2,000円（@500円券×6枚 3,000円分）
- ・発行総額：4,500万円
- ・上乗せ率：50%（1セット 3,000円分を2,000円で販売）
- ・発行枚数：15,000セット
- ・購入限度：1名につき5セット

6、販売対象

羽生市在住者・在勤者・在学生

7、販売期間

令和3年8月7日～令和3年8月末（なくなり次第終了）

8、販売会場

羽生市民プラザ

9、購入方法

- ①往復はがき又は羽生市電子申請・届出システムによる申込みとする。
申込期間は、令和3年7月1日（木）～ 7月26日（月）着分
（申込み多数の場合は、抽選）
- ②購入引換券を令和3年7月29日（木）以降に、羽生市観光協会からハガキまたはメールにて送付

- ③購入期間内（令和3年8月7日（土）～8月8日（日））に販売会場で購入引換券に現金を添えて購入

10、使用期間

令和3年8月7日（土）～令和4年1月31日（月）

※有効期限（令和4年1月31日）を過ぎたチケットは使用できない。

11、参加店舗

1. 本社・本店が市内にあること。
（代表者が羽生市に住所を有する又は、開業届出書を提出していること。）
2. 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店であること。ただし「76-766」に分類されている事業者は除く。
3. 食品衛生法第52条の規定による「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」又「菓子製造業許可」を有する市内の飲食店（コンビニエンスストア・学校給食・寮食堂・社員食堂・パチンコ店・雀荘・ワゴンサービス・葬儀社・ホテル・パーキングエリア・チェーンストア・スナック等は参加できません。）で、本事業の趣旨に賛同し参加を希望する事業者とする。
4. 埼玉県が実施している感染拡大防止対策『彩の国「新しい生活様式」安心宣言』に取り組み、実践している事業者。

12、参加できない店舗

1. 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
2. 固定式の店舗を持たず移動式のテントおよびキッチンカーで営業を行う事業者。
3. 特定の政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。

13、参加登録

「羽生市内飲食店等応援羽生めし^得チケット」登録申込書に必要事項を記入のうえ、下記へ申し込みにより、登録とする。

受付 （一社）羽生市観光協会 10:00～16:00（土・日・祝日を除く）

14、参加店舗登録期間

令和3年6月28日（月）から12月24日（金）まで

15、参加経費

- （1）参加登録料 無料
- （2）換金手数料 無料
口座振込手数料 無料

16、参加店舗の責務

- (1) チケットの取り扱いは善管注意義務を払うこと。
- (2) 利用者が有効期限内にチケットを持参した時は、チケット額面分の品のサービス提供を行うこと。
- (3) 利用者から受け取ったチケットは、裏面に取扱店等の記載またはゴム印を押印すること。
- (4) 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに（一社）羽生市観光協会に連絡すること。
- (5) 参加店舗が、自事業所で飲食店応援グルメチケットを購入し、直接換金することを禁止する。
- (6) （一社）羽生市観光協会並びに市が本事業に関して調査を行う時は、報告等の協力すること。
- (7) 本要領に定める各条項及び観光協会からの指示を遵守すること。

17、換金手続

期間 令和3年9月1日（水）～令和4年2月7日（月）

換金受付時間 10：00～16：00（土日・祝日を除く）

（一社）羽生市観光協会へ以下の書類を持参すること。

請求書受付日	お振込日
9月1日（水）～9月7日（火）	9月21日（火）
10月1日（金）～10月7日（木）	10月20日（水）
11月1日（月）～11月5日（金）	11月22日（月）
12月1日（水）～12月7日（火）	12月20日（月）
1月5日（水）～1月12日（水）	1月21日（金）
2月1日（火）～2月7日（月）	2月22日（火）

※換金期間を過ぎますと換金できませんので、予めご了承ください。

(1) 羽生めし^得チケット換金請求書

(2) 使用済み羽生めし^得チケット

換金手続の方法

支払いは原則振込にて処理する。但し、換金額が少額の場合は現金で処理することができる。

18、広報宣伝

- (1) ポスター／公共施設、金融機関、登録事業者など
- (2) 周知方法／HP（観光協会及び市役所）、広報はにゅうなど

19、利用制限

次に掲げる支払いには、ご利用いただけません。

- (1) 参加登録店以外での使用。
- (2) たばこ等の購入（法律により小売定価以外による販売が禁止されているもの）

- (3) 現金との換金、金融機関の借り入れ。
- (4) 換金性があり、広域的に流通するもの（有価証券、商品券、プリペイドカード、ビール券
図書券、宝くじ、切手、印紙、官製はがき等の前払式証票類）など

20、留意事項

- (1) チケット購入後の払い戻しには一切応じられません。
- (2) チケットは現金との引換はできません。また、釣銭はできません。
- (3) チケットは譲渡や転売等はありません。
- (4) 発行者印のなきものは利用できません。
- (5) チケットの見本を確認し、真偽の判別は各店舗にて責任をもってチケットを受領すること。

21、説明会

開催日時：令和3年8月2日（月）・3日（火）・4日（水）

① 14：00～14：20

② 14：30～14：50

③ 15：00～15：20

会 場　：羽生市民プラザ205会議室

22、お問合せ

一般社団法人 羽生市観光協会

〒348-0058 羽生市中央3丁目7番5号 羽生市民プラザ内

TEL：048-562-6115　FAX：048-562-6116